

2024年の早期・希望退職募集は1万人超募集人数は前年の3倍を超える

東京商工リサーチはこのほど『2024年の上場企業「早期・希望退職募集」状況』を公表した。

この調査は『会社情報に関する適時開示資料』をもとに、希望・早期退職募集の具体的な内容を確認できた上場企業を対象として、東京商工リサーチが独自に集計したもの。

調査結果によると、2024年に「早期・希望退職募集」を行ったことが判明した上場企業は57社（前年41社）にのぼり、前年に比べて39.0%増加したことがわかった。募集人員は1万9人（前年3,161人）で実際に3倍以上。2021年の1万5,892人以来、3年ぶりに1万人を超えた。多くの大手メーカーが1,000人規模の大型募集を行っており、これが今回の大幅増につながったようだ。

業種別に見ると、電気機器が13社で最多で、募集人数は3,320人。その後は情報・通信業（10社・757人）、繊維製品（4社・694人）、医療品（4社・880）、機会（4社・300人）と続く。

また、早期・希望退職募集を行った企業を損益別に見ると、黒字企業が34社（59.6%）で募集人数は8,141人。全体の募集人数の約8割（81.3%）を占めており、34社のうち29社が東証プライムに上場する企業だった。不透明な状況が続く中、黒字の上場企業が積極的に構造改革に着手していることがわかる。

一方、赤字企業23社の募集人数は1,868人。上場区分は、東証プライムが11社、東証グロースが5社、東証スタンダード7社となっている。

事業承継税制の役員就任要件 「3年」から「贈与の直前」へ改正

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（事業承継税制）を活用するには、後継者が、自社株式を贈与する日まで3年以上に渡って会社の役員である必要がある（いわゆる役員就任要件）。

ところが、自社株式の贈与にかかる贈与税が100%納税猶予される、いわゆる「特例版事業承継税制」の適用期限は2027年12月31日とされていることから、現行制度下では、2024年12月31日までに後継者が役員に就任していなければ同税制を適用することができない。適用期限が2年以上も先であるにもかかわらず、これから事業承継に取り組む企業では適用を受けられないということだ。この制度は「中小企業の事業承継を促す」ことを目的として創設されたが、このままでは制度本来の目的を果たすことができないため、令和7年度税制改正ではこの役員就任要件が大きく緩和されることになった。具体的には、後継者が「贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること」とされている要件が、「贈与の直前において役員等であること」に見直される。

今回の改正により多くの企業が同税制を活用することが期待されるが、その適用を受けるには、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた旨を記載した「特例承継計画」を作成し、2026年3月31日までに、会社の主たる事務所が所在する都道府県まで提出する必要がある。こちらは間もなく提出期限の1年前を迎えるため、事業承継を考えている企業は早めに動き出す必要がある。